

ダイジェスト版

松伏町子ども・子育て支援事業計画

“子どもいきいき、家族にここにこ、
みんなが育つ、^まち^ちづくり”



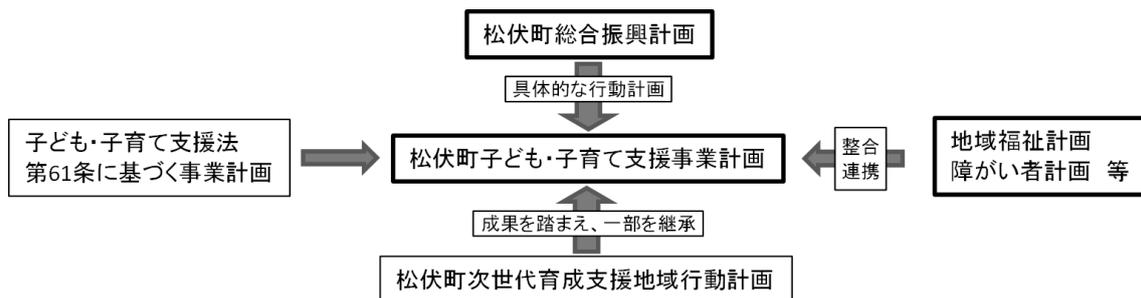
1

計画の位置づけと期間



この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。最上位計画である総合振興計画をはじめ、地域福祉計画、障がい者計画等との調和を図るとともに、「松伏町次世代育成支援地域行動計画」の成果を踏まえてその一部を継承します。

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間です。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。



2

計画の理念



『松伏町第5次総合振興計画』（平成26年度～平成35年度）が掲げる7つのまちづくりの目標（主要施策）の第一は、未来を担う子ども達が健やかに育つまちづくりです。家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本に安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の経済的、精神的負担の軽減を図り、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援の推進、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、多様な保育事業を実施し、仕事と育児が両立できるまちを目指しています。

これまで本町では、“子ども”を「家庭や地域において人と人を結びつけるかけがえのない存在」、子どもたちの成長を「次代への希望のひかり」として位置づけ、子どもが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域みんなが子どもや子育て家庭を支えながら地域も育つことに向け、一貫して子育て支援施策を推進して参りました。

本計画でもこれらを継承し、

**子どもいきいき、家族にここに、
みんなが育つ、地域づくり**

を基本理念として計画を推進していきます。



「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標は、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。このようなことから、子どもたちが次代の親として心豊かに成長できるような、いきいきと子どもが生まれ育つまちづくりをめざします。

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

核家族化や都市化の進展に伴い、三世帯同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなっており、親の子育ての負担はますます大きくなっています。今後は、家庭や保育所（園）、幼稚園、学校、地域社会、企業（事業者）、NPO法人、各種団体、行政などが連携をより強めながらきめ細かな保育・子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担の軽減を図り、また、親も学べる機会を設け、家庭で、地域で親がにこにこ笑顔で子育てができるまちづくりをめざします。

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

事故や事件に巻き込まれる危険の増加、また、生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く地域の環境は、安全・安心とは言えない状況にあります。このようなことから、子どもが安心して生活できるようなまちづくりを進め、地域みんなが優しく子どもをつつむまちづくりをめざします。



基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

- 1 母親並びに乳幼児の健康の確保・増進
 - (1) 子どもと母親の健康の確保
 - (2) 「食育」の増進
 - (3) 小児医療の充実

- 2 未就園児とその家庭に対する支援
 - (1) 保育施設の開放
 - (2) 子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

- 1 地域における子育ての支援
 - (1) 地域における子育て支援の充実
 - (2) 教育・保育事業の充実
 - (3) 児童の健全育成

- 2 職業生活と家庭生活の両立の推進
 - (1) 仕事と子育ての両立の推進
 - (2) 多様な働き方の実現

- 3 要保護児童等へのきめ細かな対応
 - (1) 児童虐待防止対策の推進
 - (2) ひとり親家庭の自立支援
 - (3) 障害児支援施策の充実

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

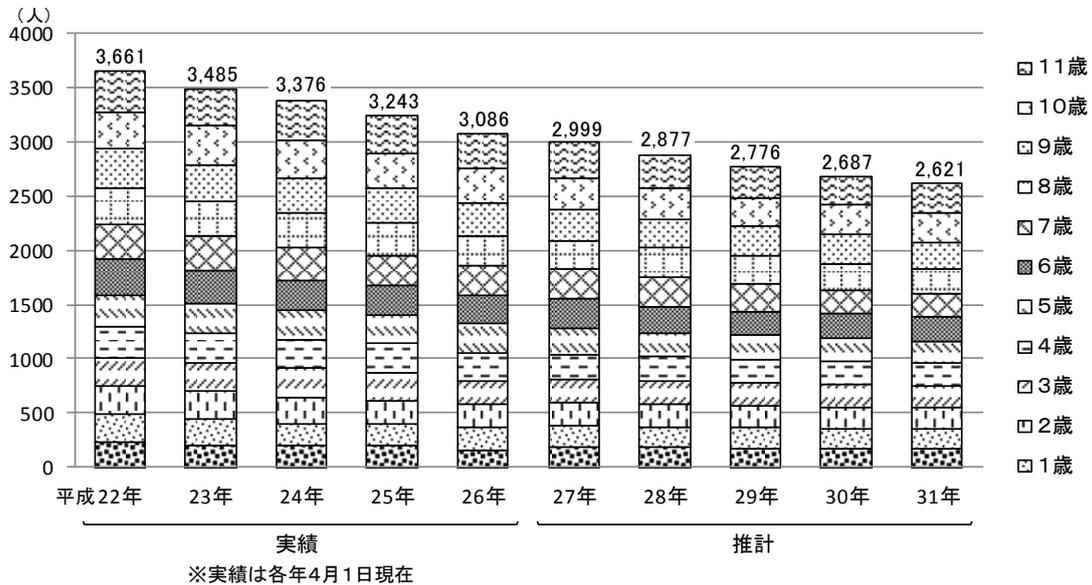
- 1 安全・安心な生活環境の整備
 - (1) 安全・安心な社会基盤の整備
 - (2) 安全・安心まちづくりの推進

- 2 子どもの安全の確保
 - (1) 子どもの交通安全を確保するための活動
 - (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動
 - (3) 被害に遭った子どもの保護



(1) 年齢別児童数の推計

松伏町の児童数は年々減少する傾向を辿っており、平成27年以降も減少が続くと予想されます。



(2) 教育・保育の量の見込み

児童数の推計と「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(平成25年度)の結果に基づき、教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■教育・保育の量の見込み

(人)

認定区分	実績		量の見込み					
	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1号認定	451	428	349	334	331	322	313	
2号認定	274	349	308	294	291	284	276	
		教育ニーズ	51	56	53	53	51	50
		保育ニーズ	298	252	241	238	233	226
3号認定	0歳	11	14	15	15	14	14	14
	1・2歳	127	113	151	145	142	139	137

※認定区分について

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
このうち、幼稚園の利用を希望する場合を教育ニーズ、保育園の利用を希望する場合を保育ニーズとした。
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

(3) 確保の方策

特定教育・保育施設として、町内には保育所（園）が5園、幼稚園が3園あり、うち1園が幼保連携型認定こども園です。今後も、現在の幼稚園から認定こども園への移行について検討していきます。

また、特定地域型保育事業は現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して実施を検討します。

町内の施設の利用見込みは下表のとおりです。

		町内の施設を利用				町外の施設を利用				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	235	247	15	136	170	5	0	15
		他市の子ども	60	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	145	260	15	141	170	4		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		9
		確認を受けない幼稚園	150							
①-② (▲は提供の余剰)		0	▲3	0	0	0	0	0	0	
平成28年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	225	237	15	130	162	4	0	15
		他市の子ども	65	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	162	3		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		9
		確認を受けない幼稚園								
①-② (▲は提供の余剰)		▲8	▲76	0	▲29	0	0	0	0	
平成29年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	223	234	14	127	161	4	0	15
		他市の子ども	70	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	161	3		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		9
		確認を受けない幼稚園								
①-② (▲は提供の余剰)		▲5	▲79	▲1	▲32	0	0	0	0	
平成30年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	216	229	14	125	157	4	0	14
		他市の子ども	76	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	157	3		6
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		8
		確認を受けない幼稚園								
①-② (▲は提供の余剰)		▲6	▲84	▲1	▲34	0	0	0	0	
平成31年度	量の見込み ①	町内に居住する児童	210	222	14	124	153	4	0	13
		他市の子ども	83	10	0	5				
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	298	323	15	164	153	3		5
		特定地域型保育事業								
		認可外保育施設						1		8
		確認を受けない幼稚園								
①-② (▲は提供の余剰)		▲5	▲91	▲1	▲35	0	0	0	0	

※2号認定のうち幼稚園の利用を希望する分（教育ニーズ）は、1号認定として集計しています。



1 相談・支援を行う事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、大川戸地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

地域子育て支援拠点事業	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人回）	4,146	3,992	4,157	4,032	3,945	3,884	3,844

2 訪問による事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行います。

乳児家庭全戸訪問事業	実績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人）	164	149	182	179	176	174	174

(2) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健センターの保健師・助産師が訪問してに指導助言等を実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

要支援児童の支援 に資する事業	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
養育支援訪問（人）	30	30	30	30	30	30	30
要保護児童（人）	5	3	5	5	5	5	5

3 通所による事業

(1) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人）			8	8	8	8	8
確保方策（人）			8	8	8	8	8

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、(2) 一時預かりを行う事業（在園児対象型を除く）に掲載しています。

(2) 一時預かりを行う事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、必要な保育を行う事業です。保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

一時預かりを行う事業 〔幼稚園の在園児対象〕		実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の 見込み	1号認定（人日）			1,414	1,351	1,338	1,304	1,266
	2号認定（人日）			553	529	524	510	495
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型）			2,000	1,950	1,900	1,850	1,800

一時預かりを行う事業 〔在園児対象型を除く〕		実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の見込み（人日）※		827	949	968	934	918	900	885
確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）			920	890	880	870	850
	子育て援助活動支援事業（病 児・緊急対応強化事業除く）			60	60	50	50	50
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）			0	0	0	0	0

※ 24・25年度の実績は、保育園での一時預かりと、ファミリー・サポート・センターの乳幼児の利用を合計したものの。

（3）延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育を実施する保育所（園）等について、保育認定を受けた子どもを対象に11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要に対応します。

延長保育事業 （時間外保育事業）		実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の見込み（人日）		114	112	139	133	131	129	126
確保方策（人日）				145	140	140	135	135

（4）病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的な保育をする事業です。

病児・病後児保育事業		実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		24年度	25年度					
量の見込み（人日）		0	0	8	8	7	7	7
確保方策（人日）				8	8	7	7	7

(5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み(利用者数)(人)	306	301	350	339	320	304	292
低学年（小学1～3年）	223	213	249	245	229	214	204
高学年（小学4～6年）	83	88	101	94	91	90	88
確保方策(利用者数)(人)			360	350	330	315	305
低学年（小学1～3年）			255	250	235	220	210
高学年（小学4～6年）			105	100	95	95	95

4 その他の事業

(1) 就学児に対する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・ センター事業	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人日）		83	40	38	37	35	34
確保方策（人日）			45	40	40	40	40

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれています。

(2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持・増進を図ります。県基準に従い、各医療機関に委託します。

妊婦に対する健康診査	実 績		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	24年度	25年度					
量の見込み（人）	182	217	182	179	176	174	174



1 計画の推進体制

(1) 松伏町子ども・子育て支援審議会の設置・運営

松伏町子ども・子育て支援審議会（以下、審議会という。）を設置し、松伏町子ども・子育て支援計画の進捗管理を行います。

審議会は、学識経験者、町内教育・保育機関、教育・保育関係団体、市民活動団体、町内経済団体、町民代表等によって構成され、それぞれの専門的立場からの意見を審議会において集約します。また、必要に応じてその他の専門的知識を有する方々からの意見を求めることがあります。

審議会での検討結果や集約された意見は町に報告され、施策の運営に反映されます。

(2) (仮) 計画策定・推進管理会議の運営

松伏町庁内において、各種計画策定の基盤となる各課横断型の会議を開催しています。この会議に諸計画の進捗管理機能を付加し、進捗状況や関連情報の共有と関係各課の一体的な施策運営体制を整備します。

ここで集められた子ども・子育て支援に関する情報は審議会に報告され、審議会の運営を支援します。また、審議会での検討結果や集約された意見が各課に周知され、対応が検討されます。

(3) 関係諸団体の連携強化

審議会活動を基盤として、教育・保育に関係する情報公開を推進するとともに、町内関係諸機関の情報交換の円滑化を図ります。

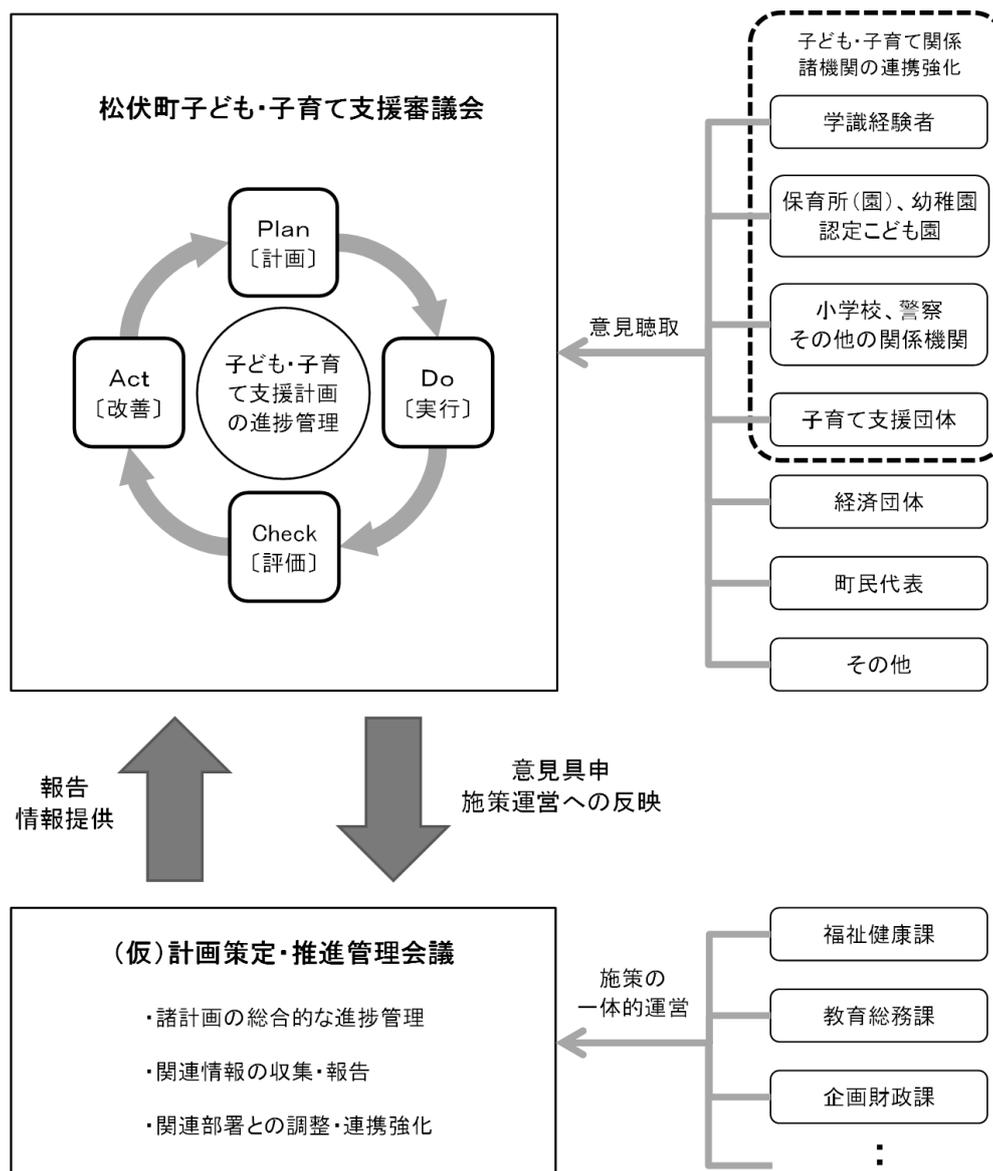
保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、子どもの健康や安全を確保するための各種機関、子育て支援団体等が一体となって子ども・子育て支援施策を効果的に運営することができるよう、相互の連携強化を図ります。

2 計画達成状況の点検・評価

松伏町子ども・子育て支援計画の進捗状況は（仮）計画策定・推進管理会議で関係各課に情報共有され、審議会において計画達成状況の管理を行います。

審議会による計画達成状況の管理はP D C Aサイクルに則って行い、継続的な改善に取り組みながら施策の実効性を高めます。

■計画推進体制



松伏町子ども・子育て支援事業計画

—ダイジェスト版—

“子どもいきいき、家族にここに、みんなが育つ、^{まち}地域づくり”

平成27年3月発行

発行 松伏町
〒343-0192
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
URL <http://www.town.matsubushi.lg.jp>
編集 松伏町福祉健康課
電話 048-991-1876 (直通)